

農業に関する皆様へ

地域計画のご紹介

# 地域農業の将来について 皆さんの地域で話し合いが始まります！

農地を集約できれば  
もう少し規模拡大で  
きるんだけどなあ

いざという時、だれか農地  
を引き受けてくれる人は  
おるやろうか

うちの集落も、ずい  
ぶん遊休農地がおお  
くなつたもんじゃ

うちには後継者が  
おらんちゃけど・・・

## だから今！

5年先、10年先の地域の農地をだれが、どうやって  
守っていくのか、農業に関する幅広い関係者で話し  
合い、地域計画（旧人・農地プラン）を作成しましょう。

地域のみなさまへのお願い

- ・話し合いの場への積極的な御参加をお願いします。
- ・意向調査等に御協力をお願いします。
- ・将来の農業を担う方への農地集積・集約への御理解と御協力をお願いします。



# 地域計画の進め方

## 【地域計画とは？】

地域の農業をどのように維持・発展させていくか、農地を誰が担っていくのか等の方針を地域での話し合いに基づいて定める、地域の皆様の計画です。

地域計画の内容には農地1筆ごとに将来誰が担っていくかを示した「目標地図」も含まれます。

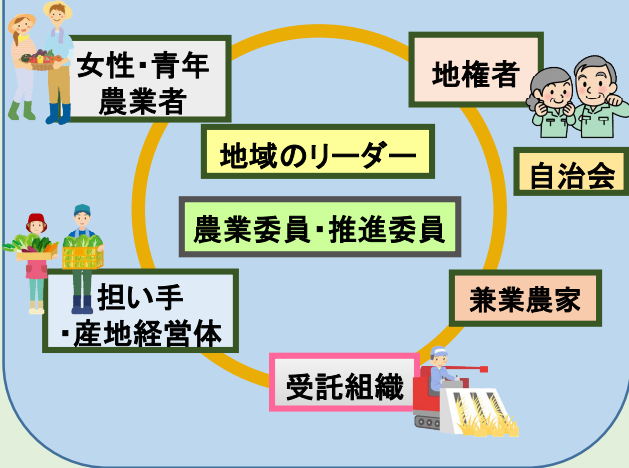
※地域計画の作成は令和5年4月から法定化されます



## 【地域計画の作成手順】

### 1 話し合いの場の設置・話し合い

地域の幅広い関係者で話し合いの場を設け、地域の将来について話し合います。



### 2 話し合いの結果をまとめて公表

話し合いの結果を市町村がとりまとめて公表します。

### 3 地域計画の作成

目標地図を含む話し合いの結果を市町村が地域計画として形にします。

### 4 地域計画の公表

農業に関係する機関や団体等への意見聴取などの手続を経て地域計画が完成し公表されます。

## ●目標地図の作成（1～3の作業と並行して作成）

話し合いの場等の機会を捉えて、耕作者・地権者の意向を確認し、農業委員会が目標地図の素案を作成し地域で合意形成を図りながら作成します。

市町村が中心となり、関係機関・団体に支援します



みなさんの地域でも、話し合いたいとお考えの際には、小林市農業振興課（0984-23-0333）まで御相談ください。また、お近くの農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにもご相談ください。